

別表

補助対象作業	補助対象者	補助対象経費及び補助率（上限）
<p>一般作業 （稲作・野菜・果樹・きのこ） 剪定作業 技術作業</p>	<p>認定農業者…農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「強化促進法」という。）第12条の規定により認定を受けた農業者 認定新規就農者…町の新規就農者名簿に登録された者で、補助申請年度を含む5年以内の就農者（以下「新規就農者」という。）であり、強化促進法第14条の4の規定により認定を受けた農業者 新規就農者…強化促進法第14条の4の規定による認定を受けていない新規就農者</p>	<p>申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づく賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額（時間単価）×合計雇用時間（最大170時間（農作業入門講座の修了証を取得または取得見込みの者を雇用する場合、その者に対する雇用時間は最大200時間））×40%以内</p>
	<p>上記に該当しない者</p>	<p>申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づく賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額（時間単価）×合計雇用時間（最大170時間（農作業入門講座の修了証を取得または取得見込みの者を雇用する場合、その者に対する雇用時間は最大200時間））×25%以内</p>
<p>機械作業</p>	<p>認定農業者…農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「強化促進法」という。）第12条の規定により認定を受けた農業者 認定新規就農者…町の新規就農者名簿に登録された者で、補助申請年度を含む5年以内の就農者（以下「新規就農者」という。）であり、強化促進法第14条の4の規定により認定を受けた農業者 新規就農者…強化促進法第14条の4の規定による認定を受けていない新規就農者</p>	<p>申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づいて算出した賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額×雇用回数（年間3回以内）×対象雇用人数（1回あたり1人まで）×40%以内</p>

	上記に該当しない者	申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づいて算出した賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額×雇用回数（年間3回以内）×対象雇用人数（1回あたり1人まで）×25%以内
--	-----------	--